

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 失業者の退職手当の支給要件等を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、令和7年4月1日から施行することにした。ただし、一部の規定は、同年6月1日から施行することにした。

(総務局人事部給与課)